

滝川市立地適正化計画策定業務公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、滝川市が実施する立地適正化計画策定業務の委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定める。

なお、本市の立地適正化計画の策定は、令和3年度から2ヵ年を予定している。令和3年度は、基礎調査として、都市構造上の課題分析を踏まえたまちづくり方針や都市の骨格構造の検討を基本とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

滝川市立地適正化計画策定業務

(2) 委託業務の内容

立地適正化計画策定に関する調査・検討・企画であり、別添「滝川市立地適正化計画策定業務仕様書」のとおりとする。ただし、本仕様書は、滝川市が成果品として最低限の内容を示すものであり、企画提案等の内容に応じて仕様書を変更することがある。

(3) 委託業務の期間

契約締結日から令和4年3月30日までとする。

(4) 委託業務に係る委託料上限額

金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、参加申込期限日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、(7)は契約締結日時点とする。

(1) 令和3・4年度滝川市競争入札参加資格者名簿において、役務の提供等に係る契約のうち、「測量、地質調査及びコンサルタント等に係る契約」の「建設コンサルタント（都市計画及び地方計画部門）」に登録されていること。

(2) 北海道内に本店、又は支店、営業所があること。

(3) 北海道内の自治体の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に基づく立地適正化計画の策定業務を受注した実績を有すること。

(4) 滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成11年滝川市告示第43号）第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）又は滝川市競争入札参加資格等除外措置事務処理要領（平成26年滝川市告示第12号）第3条若しくは第8条の規定による競争入札参加等除外措置を受けていない者（競争入札参加等除外措置を受けていたが、当該措置に係る解除の通知を受けた者を含む。）であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を管理技術者、照査技術者及び担当技術者に配置することとし、管理技術者、照査技術者は次のいずれかの資格を有すること。ただし、管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画）

イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

ウ シビルコンサルティングマネージャー（都市計画及び地方計画）

5 参加申込の方法

プロポーザルに参加申込する者は、次の書類（以下「参加申込書類」という。）を令和 3 年 4 月 28 日（水）17 時 15 分までに事務局に持参、郵送又は信書便（当日必着）において提出する。なお、参加申込書類は、A4 縦ホチキス止めとし、表紙には事業者名を記載する。提出部数については、(6) 企画提案書は 10 部とし他は 1 部とする。

- (1) 参加申込書（様式 1）
- (2) 業務実績書（様式 2）
- (3) 業務実施体制書（様式 3）
- (4) 配置予定技術者の経歴書（様式 4）
- (5) 見積明細書（様式 5）
- (6) 企画提案書（任意様式）

6 企画提案書の作成要領

企画提案書については、次のとおり作成すること。

- (1) 専門知識を有しない者でも理解のできるわかりやすい表現とするように配慮すること。
- (2) 提案内容は、簡潔かつ明瞭に記述することとし、必要に応じて写真、画像、図表や数値等を活用すること。
- (3) 次に掲げる項目について提案をすること。
 - ① 実施方針・実施フロー・工程計画・意見聴取方法に係る提案（A4 用紙片面 3 枚以内）
 - ② 評価テーマに対する提案（A3 用紙片面 3 枚以内）
 - ア) 本市における立地適正化計画の必要性と方向性
 - イ) 各誘導区域の設定方針と誘導施設の選定及び誘導するための手法及び施策
 - ウ) 地域公共交通施策との連携に関する手法及び施策

7 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

① 実施主体

滝川市職員で構成する選考委員会が実施する。

② 審査及びプレゼンテーション

企画提案書及びそれを補完する内容についてプレゼンテーションを実施することとし、当業務の配置予定者のうち管理技術者が行うものとする。

ア) 実施日

令和 3 年 5 月 13 日（木） 詳細な時間帯等は、別途、事前通知する。

イ) 実施場所

滝川市役所 8 階 大会議室（予定）

ウ) 実施時間

企画提案の内容説明を 20 分以内で行い、その後 10 分程度質疑応答を行うものとする。

エ) 参加人数

3 名以内とする。

オ) プロジェクター及びスクリーンは事務局が準備するが、パソコン等は参加事業者が準備すること。

(2) 審査基準

滝川市立地適正化計画策定業務公募型プロポーザル企画提案審査基準（以下「審査基準」という。）による。

選考委員会委員が審査基準に基づき審査を行い、各委員の得点の合計が最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者とし、次に得点の高かった者を、次点提案者とする。獲得した得点が同点の場合は、見積額が安価な方の提案者を優先する。

なお、参加事業者が 1 者の場合であっても選考委員会を開催し、審査の結果、提案書類の内容が審査基準を満たしていると認められた場合に最優秀提案者として選定する。

(3) 選考委員会は非公開とする。

(4) 審査結果は、後日速やかに文書をもって参加事業者に通知する。なお、審査結果及び審査内容についての異議申し立ては受付しない。

また、審査結果は、参加事業者数、最優秀提案者の名称を滝川市公式ホームページに公表する。

(5) 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ② 審査結果に影響を与えるような不正な工作をしたとき。
- ③ その他、選考委員会が不相当と認めるとき。

8 契約の締結

(1) 最優秀提案者は、提案内容をもとに、滝川市と速やかに協議を行い、合意した場合は契約を締結する。なお、協議が整わなかった場合や契約締結までに失格事項が判明した場合は、次点提案者と協議を行い、受注者を決定する。

(2) 契約書には、必要な事項について改めて見積書を徴取し、提案内容と合意内容に基づく仕様書を添付し、内容を精査のうえで委託契約を締結する。

(3) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

(4) 契約書作成等に必要な費用は、受注者の負担とする。

9 その他の留意事項

(1) 参加申込書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は参加事業者の負担とする。

(2) 参加申込書類は返却しない。

(3) 参加申込書類は、滝川市情報公開条例において、開示請求者から開示請求があった場合に、当該事業者等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となることがある。

(4) 参加申込期限日以降における参加申込書類の差し替えや再提出は原則認めない。また、予定技術者は変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、滝川市の承認を得なければならない。

- (5) 最優秀提案者となった企画提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために業務の具体的な実施方法について、提案を求めることができる。

10 全体日程

各項目の日程は、審査の都合等に合わせて適宜調整する場合がある。

日 程 (予定)	内 容
令和3年 4月15日(木)	公募型プロポーザル実施に係る告示(参加申込受付開始)
4月28日(水)	参加申込書類提出期限
5月13日(木)	プレゼンテーション
5月14日(金)	選考委員会
5月21日(金)	最終見積書提出期限
5月26日(水)	契約締結

11 問い合わせ先(事務局)

滝川市建設部都市計画課都市整備係

〒073-8686

滝川市大町1丁目2番15号

TEL0125-28-8038 Fax0125-22-1013

E-mail tosikeikaku@city.takikawa.lg.jp